

利 用 者 の た め に

1 調 査 の 概 要

(1) 調査の目的

農業経営動向統計は、個別農家経済の再生産過程を把握することによって、国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農家経済の動向を明らかにし、国民経済における農業の地位並びに商品市場及び資本市場としての農家経済の実態を把握することを目的としている。

(2) 調査の沿革

農家経済の動向を明らかにする調査としては、農家経済調査として、大正2年、農商務省の委託により帝国農会が実施したのが最初であるが、その後、一時中断し、本格的に実施したのは大正10年からである。当時は、主として小作制度改善の資料を得ることを目的とし調査農家数も小規模なものであった。

戦後、農家経済調査は農林水産省の統計情報組織に移され、調査農家数を大幅に増加するとともに、調査農家の選定には層化二段抽出法を用いるなど、調査体系はほぼ現行調査に近い形に整備された。

その後、農業基本法の制定施行（昭和36年）に伴い、統計内容の整備・改善を図るなど、その時々々の農政の展開方向に即応し統計内容の充実を図りつつ、平成6年度まで実施された。

平成7年からは、近年の農政の展開方向を踏まえ、これまでの農家経済調査と農畜産物産生費調査を統合した農業経営統計調査として実施し、この一環である農業経営動向統計は、農家経済調査の調査内容をほぼ踏襲している。

(3) 根拠法規

農業経営統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計第119号として農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

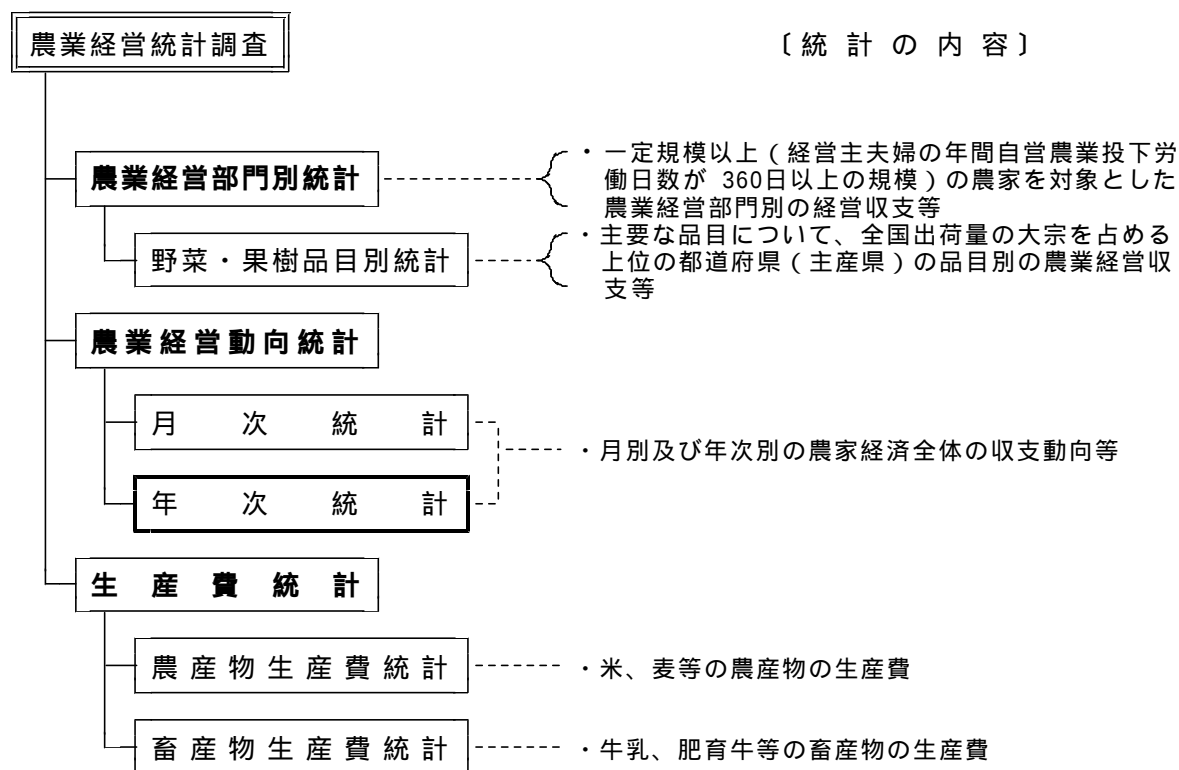
(4) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

(5) 調査の体系

農業経営動向統計については、平成7年からそれまでの農家経済調査と農畜産物産生費調査を統合し、新たに農業経営統計調査として実施した。同調査の実施により一つの調査（標本）から農業経営動向統計、農業経営部門別統計及び農畜産物産生費統計を作成することとした。

農業経営統計調査の体系



(6) 母集団の設定

農業経営統計調査のうち農業経営動向統計における母集団は、1995年農業センサスの農家のうち、次のいずれかに該当するものとした。

ア 経営耕地面積が都府県の区域内にあるものは0.1ha以上、北海道の区域内にあるものは0.3ha以上の農家。

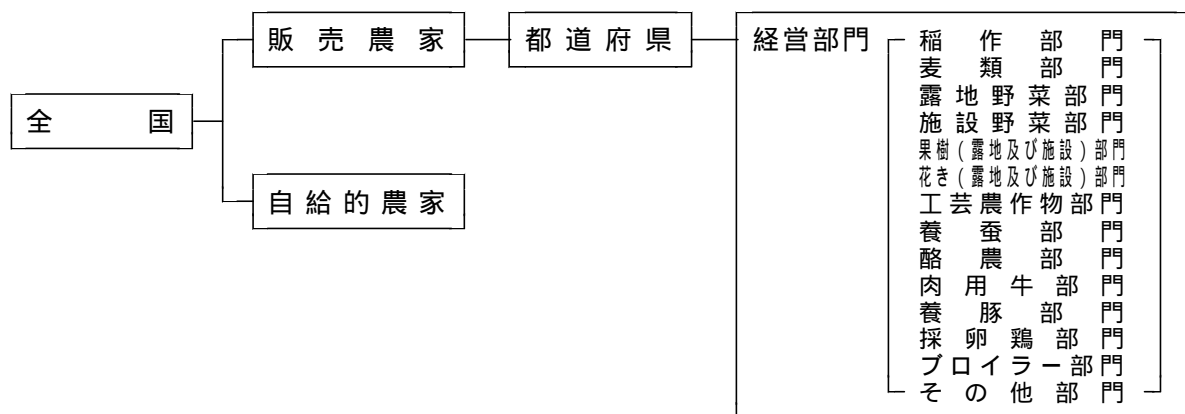
イ 経営耕地面積がアの要件を満たさないもののうち、過去1年間の農産物販売金額が15万円以上の農家。

(7) 調査農家の選定

母集団を下記により部分母集団に分け、部分母集団ごとに層化任意抽出法により調査農家を選定した。

ア 部分母集団の設定

母集団を販売農家と自給的農家に分けた後、都道府県別に区分した。販売農家については、更に農産物販売金額中第1位の作目によって経営部門別に区分した。



販売農家、自給的農家の区分

販売農家：経営耕地面積30 a 以上、又は、過去 1 年間の農産物販売金額50万円以上の農家
 自給的農家：経営耕地面積30 a 未満、かつ、過去 1 年間の農産物販売金額50万円未満の農家

イ 販売農家の抽出

(ア) 抽出階層の編成

部門ごとの部分母集団の農家を部門規模の大きいものから順に配列し、部門規模階層ごとにその集団に属する農家数に抽出率を乗じて得た数で等分して、農家抽出階層を編成した。

(イ) 調査農家の抽出

農家抽出階層から、1 戸ずつ任意抽出法により抽出して調査農家とした。

なお、抽出された農家が調査困難な場合は、同一抽出階層の農家から再抽出して調査農家とした。

(8) 調査対象期間

平成12年農業経営動向統計の調査対象期間は、平成12年 1 月 1 日から12月31日までの 1 年間である。

(9) 調査項目

農家の実態を把握するために必要な事項について調査した。その主な事項は次のとおりである。

ア 世帯員及び労働力	イ 労働時間	ウ 経営土地
エ 財産	オ 農産物の作付（飼育）規模・生産量	カ 農業粗収益
キ 農業経営費	ク 農外収入	ケ 農外支出
コ 年金・被贈等の収入	サ 租税公課諸負担	シ 家計費
ス 財産的収入・支出		

(10) **調査方法**

調査農家について、調査票（日計簿）を配付して記帳を依頼する記帳調査の方法と出張所職員による面接調査とによって行うもので、1年間の継続記帳を基礎とする簿記（単式簿記）調査である。

すなわち、調査農家に日々の現金収支、現物の受払い及び消費、労働時間などの記帳を依頼するとともに、出張所職員が調査農家に面接して世帯員及びその異動、農家財産の増減・変化などを聞き取り、それらの資料を基に簿記的操作によって決算を行い、個別農家ごとの結果を取りまとめた。

2 **調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成**

(1) **調査結果の取りまとめ対象農家**

ア 取りまとめ対象農家

取りまとめ対象農家は、平成12年1月から12月までの1年間について記帳取りまとめを行った農家である。

したがって、同期間中に離農した農家や記帳不能により調査を中止した農家は除いた。

なお、平成12年調査から自給的農家を対象とする調査をとりやめた。

イ 取りまとめ方法

調査の取りまとめは「販売農家」について、1戸当たり平均値を算出しこれを表示した。全国、全国農業地域別、農業の主副業別等の集計を行った。

(2) **統計表の編成**

ア 全国年次別統計表

全国平均の農業経営動向を平成7年から平成12年までの6年間について編成表示した。

イ 全国農業地域別統計表

平成12年の農業経営動向を全国、都府県、全国農業地域別における販売農家平均の主要項目を編成表示した。

ウ 農業の主副業別統計表

平成12年の農業経営動向を、販売農家を農業の主副業別に区分し、全国、都府県及び農業地域別に、主要項目について編成表示した。

(7) **主業農家**

65歳未満の農業就業者（年間の自営農業労働日数（ゆい・手伝い・手間替出・共同作業出を含む。以下同じ。）が60日以上のある者）がいる農家のうち農業所得が農外所得より多い農家。

なお、内訳として主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家を分類表示した。

注：「農業専従者」とは、年間の自営農業労働日数（ゆい・手伝い・手間替出・共同作業出を含む。）が150日以上のをいう。

(イ) 準主業農家

65歳未満の農業就業者がいる農家のうち農業所得が農外所得より少ない農家。

なお、内訳として主業農家と同様に準主業農家のうち65歳未満の農業専従者がいる農家を分類表示した。

(ウ) 副業的農家

主業農家、準主業農家以外の農家。

エ 主業農家統計表

平成12年の農業経営動向を、販売農家のうち、主業農家を対象に、現金収入割合が1位の作目別、経営耕地規模別に、主要項目について編成表示した。

(ア) 現金収入割合が1位の作目

農業粗収益のうち、現金収入割合が1位の作目別に編成表示した。

(イ) 経営耕地規模別

都府県、北海道のそれぞれについて、経営耕地規模別に編成表示した。

なお、経営耕地規模区分はクの（イ）による。

オ 農業労働力保有状態別統計表

平成12年の農業経営動向を、販売農家を対象に農家の農業労働力保有状態別に区分し、全国、都府県及び農業地域別に、主要項目について編成表示した。

(ア) 農業専従者のいる農家

a 男女の農業専従者のいる農家

(a) 60歳未満の男子農業専従者のいる農家

(b) 60歳～64歳の男子農業専従者又は65歳未満の女子農業専従者のいる農家

(c) 農業専従者は65歳以上のみの農家

b 農業専従者は男子のみの農家

(a) 60歳未満の男子農業専従者のいる農家

(b) 60歳～64歳の男子農業専従者のいる農家

(c) 農業専従者は65歳以上のみの農家

c 農業専従者は女子のみの農家

(イ) 農業専従者のいない農家

カ 農業主従別統計表

平成12年の農業経営動向を、販売農家を農業主従別に区分し、全国、都府県及び農業地域別

に、主要項目について編成表示した。

(7) 農業従事が主である農家

家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が、自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を上回る（同数を含む。）農家。

注：「家族経営構成員」とは、「経営者」及び「経営構成員」をいう。

「経営者」とは、その世帯の農業経営に責任（決定権）を持つ者をいい、直接的な農作業従事の有無を要件としない。

「経営構成員」とは、経営者以外で自営農業に30日以上従事する者で、生計をともにする世帯員及び他出の農業後継者をいう。なお、自営農業の範囲に管理労働（生産管理及び経営管理をいう。）及び販売活動に関わる労働を含むものとする。

a 生産年齢人口（15歳～65歳未満）がいる農家

b 生産年齢人口がいない農家

(1) 農業従事が従である農家

家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が、自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を下回る農家。

キ 都府県経営耕地規模別統計表

平成12年の農業経営動向を都府県販売農家平均及び経営耕地規模別に編成表示した。

ク 全国農業地域別・経営耕地規模別統計表

平成12年の農業経営動向を全国農業地域別に、販売農家平均及び経営耕地規模別に編成表示した。

(7) 全国農業地域は、「農林統計に用いる地域区分」により以下のとおり表示した。（沖縄を除く。）

全 国 農 業 地 域 の 区 分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
北 陸	新潟 富山 石川 福井
関 東 ・ 東 山	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野
北 関 東	茨城 栃木 群馬
南 関 東	埼玉 千葉 東京 神奈川
東 山	山梨 長野
東 海	岐阜 静岡 愛知 三重
近 畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
中 国	鳥取 島根 岡山 広島 山口
山 陰	鳥取 島根
山 陽	岡山 広島 山口
四 国	徳島 香川 愛媛 高知
九 州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
北 九 州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分
南 九 州	宮崎 鹿児島

(イ) 経営耕地規模の区分は、都府県、都府県の農業地域、北海道の別に、次のとおり区分した。

経 営 耕 地 規 模 の 区 分

都 府 県	0.5ha 未 満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0ha 以 上	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 7.0	7.0 ～ 10.0	10.0ha 以 上
都 府 県 の 農 業 地 域	0.5ha 未 満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 1.5	1.5 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0ha 以 上				
北 海 道	2.0ha 未 満	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 7.0	7.0 ～ 10.0	10.0ha 以 上	10.0 ～ 15.0	15.0 ～ 20.0	20.0ha 以 上	

(ウ) 関東農政局、東海農政局及び中国四国農政局別統計表

平成12年の農業経営動向を関東、東海及び中国四国の各地方農政局別に販売農家平均について編成表示した。なお、これらの各地方農政局の管轄区域は、次のとおりである。

地方農政局名	管 轄 都 府 県 名
関 東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡
東 海	岐阜 愛知 三重
中 国 四 国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区は、全国農業地域の区域と同じである。

(I) 土地及び建物購入額の内訳表

平成12年の土地及び建物購入額を全国都府県経営耕地規模別及び農業地域別に、農業、農外事業及び家計用に分けて表示した。

ケ 本報告書に掲載していない都府県別の結果については、農林水産省大臣官房統計情報部（ページ問い合わせ先参照）、地方農政局統計情報部又は統計情報事務所において整備しているので、必要に応じて問い合わせ願いたい。

コ 農家生計費統計表

平成12年の農家生計費の内容を可処分所得（農家総所得から租税公課諸負担を控除した額）階層別、世帯人員別に区分して、その全国平均値を表示した。

可 処 分 所 得 階 層 区 分

階 層	可処分所得	階 層	可処分所得
1	2 1 0 万円未満	8	5 0 0 ～ 5 5 0
2	2 1 0 ～ 2 9 0	9	5 5 0 ～ 6 0 0
3	2 9 0 ～ 3 3 0	10	6 0 0 ～ 7 0 0
4	3 3 0 ～ 3 7 0	11	7 0 0 ～ 8 0 0
5	3 7 0 ～ 4 1 0	12	8 0 0 ～ 9 0 0
6	4 1 0 ～ 4 5 0	13	9 0 0 万円以上
7	4 5 0 ～ 5 0 0		

世 帯 人 員 別 区 分

世 帯 人 員	世 帯 人 員
1 ・ 2 人世帯	6 人世帯
3 人世帯	7 人世帯
4 人世帯	8 人以上世帯
5 人世帯	

サ （参考）認定農業者のいる農家の農家経済

参考として調査農家のうち認定農業者のいる農家の農家経済を全国、都府県、北海道別に主要項目について編成表示した。

シ 農家戸数分布表

販売農家について調査農家の戸数分布状況を全国、都府県（都府県平均及び経営耕地規模別）、全国農業地域別に、主要指標について表示した。

3 統計項目の説明

(1) 農家経済の概要と分析指標

ア 農家の概況

世帯員と生産要素としての土地・労働力・資本などについて、1戸当たりの平均値を表示

した。

- (7) 年間月平均世帯員 (3)のウによる。
- (イ) 経営耕地面積 田 + 普通畑 + 樹園地 + 牧草地
- (ロ) 農業労働時間 家族 + 農業雇 + ゆい・手伝い
- (Ⅰ) 農業固定資本額 建物 + 農機具・自動車 + 植物 + 動物の農業資本額 (土地は含まない。)

イ 農家経済の総括

動態計算の結果を取りまとめて、農家総所得の源泉とその配分を表示した。

- (7) 農業所得 = 農業粗収益 - 農業経営費
- (イ) 農外所得 = 農外収入 - 農外支出
- (ロ) 農家総所得 = 農業所得 + 農外所得 + 年金・被贈等の収入
- (Ⅰ) 可処分所得 = 農家総所得 - 租税公課諸負担
- (ロ) 農家経済余剰 = 可処分所得 - 家計費
- (カ) 純余剰 = 農家経済余剰 + 経営外利益 - 経営外損失

この純余剰は、静態計算の結果算出される農家の純財産の年内増減額と一致する。

ウ 分析指標

(7) 農業所得関連指標

- a 農業純生産 (1,000円) = 農業粗収益 - (農業流動財費 + 農業固定財費)

具体的には、農業粗収益から物財費 (雇用労賃、支払小作料及び農業経営に係る負債利子を含まない農業経営費) を差し引いたもので、農業生産による付加価値額である。

注: 1 農業流動財費 = 農業経営費 - (減価償却費 + 雇用労賃 + 支払小作料 + 農業経営に係る負債)

2 農業固定財費 = 農業固定資本財の減価償却費

$$b \text{ 農業依存度 (\%) } = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業所得} + \text{農外所得}} \times 100$$

$$c \text{ 農業所得による家計費充足率 (\%) } = \frac{\text{農業所得}}{\text{家計費}} \times 100$$

$$d \text{ 農業所得率 (\%) } = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

(Ⅰ) 資本装備指標

$$a \text{ 農業固定資本整備率 (農業労働 1 時間当たり円) } = \frac{\text{農業固定資本額}}{\text{農業労働時間}}$$

$$b \text{ 農機具資本比率 (\%) } = \frac{\text{農機具資本額 (農用自動車を含む。)}}{\text{農業固定資産額}} \times 100$$

(7) 集約度指標

$$a \quad \text{経営耕地10a 当たり農業労働時間 (時間)} = \frac{\text{農業労働時間}}{\text{経営耕地面積}} \times 10$$

$$b \quad \text{経営耕地10a 当たり農業固定資本額 (1,000円)} = \frac{\text{農業固定資本額}}{\text{経営耕地面積}} \times 10$$

(I) 生産性指標

$$a \quad \text{農業労働1時間当たり農業純生産 (円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業労働時間}}$$

$$b \quad \text{経営耕地10a 当たり農業純生産 (1,000円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{経営耕地面積}} \times 10$$

$$c \quad \text{農業固定資本額1,000円当たり農業純生産 (円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業固定資本額}} \times 1000$$

(f) 現金化比率

$$a \quad \text{農業粗収益現金化比率 (\%)} = \frac{\text{農業現金収入}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

$$b \quad \text{家計費現金化比率 (\%)} = \frac{\text{家計現金支出}}{\text{家計費}} \times 100$$

(k) 生活水準指数

$$a \quad \text{世帯員一人当たり可処分所得 (1,000円)} = \frac{\text{可処分所得}}{\text{年間月平均世帯員数}}$$

$$b \quad \text{世帯員一人当たり家計費 (1,000円)} = \frac{\text{家計費}}{\text{年間月平均世帯員数}}$$

$$c \quad \text{エンゲル係数 (\%)} = \frac{\text{飲食費}}{\text{家計費}} \times 100$$

$$d \quad \text{平均消費性向 (\%)} = \frac{\text{家計費}}{\text{可処分所得}} \times 100$$

(2) 現金収支の総括

農家の現金の動きを総括的に把握するため、現金収入、現金支出及び収支差引額を経常的収支、財産的収支の別に表示した。収入は農業収入、農外収入、年金・被贈等の収入、財産的収入の現金部分を該当の各表から、支出は農業支出、農外支出、租税公課諸負担、家計支出、財産的支出の現金部分を該当の各表から編集した。

この場合、固定資産については「収入」に売却額を、「支出」に購入額を、預貯金については「収入」に引出額を、「支出」に預入額を、借入金については「収入」に借入額を、「支出」に返済額を表示した。

資産分割による「収入」には資産分割による現金の被贈額を、「支出」には資産分割による贈

与額を、偶発損失の「支出」には偶発的な事件や盗難などによる現金の減少額を表示した。

また、手持現金の年始め残高は「収入」欄に、年末残高は「支出」欄にそれぞれ表示した。

収支差引額は、「経常的収支」については収入から支出を差し引いた額を、「財産的収支」については支出から収入を差し引いた額を表示した。

なお、農家の記帳結果に、ごくまれにわずかな現金収支の分類不能なものが生じた場合は、これを無理に分類することを避け、「不突合」として表示した。

(3) 世帯員及び労働力

年始め（末）の世帯員、年末の他出家族、年間月平均世帯員及び年末常住家族の1年間の労働時間の実績により区分した就業形態別人員を表示した。

ア 年始め世帯員

年始めの世帯員を常住家族と同居人に区分して、常住家族を年齢別、男女別に、同居人を男女別に区分して表示した。

(7) 世帯員

世帯員とは、生活の本拠がその家にある者のことである。したがって、世帯主と血縁や姻戚関係がなくても、一緒に住み、生計をともにしている者は世帯員とする。（常住家族＋同居人）

(イ) 常住家族

世帯員のうち、年間の大半（6か月以上）をその家に同居する家族である。

(ウ) 同居人

常住家族以外の生計をともにする者（年雇、賄いつき下宿人などで年間6か月以上その家に同居する者）であり、間借人は含まない。

(I) 年齢区分

年始め現在の満年齢により区分した。

イ 年末世帯員

年末の世帯員を男女別に区分して表示した。

ウ 年間月平均世帯員

月に15日以上その家に在住し、生計をともにした家族及び同居人の月別世帯員数を累積し、12か月で除した年間月平均世帯員数を男女別に区分して表示した。

エ 他出家族（年末）

年末時点における他出家族を男女別に表示した。他出家族とは、出稼ぎ、入院療養、遊学、就職などで長期間（6か月以上）にわたり家を離れているが、その期間中もほぼ定期的に家と生活費としての金品の受送などの経済的つながりをもつ家族をいう。

オ 就業形態別家族員数（年末）

年末常住家族を就業者（自营農業、自营兼業、恒常的勤務、臨時的賃労働）及び非就業者に区分して、その員数を男女別に表示した。

(7) 分類の方法

年末に在住する常住家族を年内に従事した主な仕事内容により、就業形態別に区分したものであって、一人の家族はいずれか一つの就業形態に区分されている。まず、就業者、非就業者の区分を行い、一人の就業者が年内に二つ又はそれ以上の仕事に従事した場合は、従事日数の最も多い就業形態に区分した。

(イ) 就業者

年間労働日数（能力不換算）が60日以上のをいう。

(ロ) 非就業者

年間労働日数（能力不換算）が60日未満のをいう。

(Ⅰ) 恒常的勤務

恒常的に一定の事業所又は職場に雇用され、従事する者をいう。

ただし、農林業の恒常的賃労働は臨時的賃労働に含めた。

(ロ) 臨時的賃労働

臨時雇い、日雇いとして雇用され、主として肉体的労働に従事する者をいう。

カ 家族農業就業者

家族農業就業者を専従者、準専従者別、男女別に表示した。

(7) 専従者

年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計（能力不換算）が150日以上のをいう。

(イ) 準専従者

年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計（能力不換算）が60日以上150日未満のをいう。

なお、準専従者とは、従前の農家経済調査でいう補助者のことである。

(ロ) 専従者の内訳

家族農業就業者のうち、農業の基幹的な担い手である専従者について、年齢別、農業労働日数別（能力不換算）にそれぞれ男女別に表示した。

(4) 家族員の農業労働時間及び農業労働投下量

家族員が1年間に従事した農業労働時間（自営農業労働時間とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働時間との合計であり、農作業受託時間を含む。）を、また、世帯主及びあとなつぎについては農業労働日数を別掲表示した。

ア 家族の農業労働時間

労働時間は、作業のための出発からその日の作業終了後の帰着までの時間から、昼食時間、休憩時間を除いた時間とした。また、早朝作業、夜間作業についても、その労働時間をそのまま加算した。

イ 自営農業投下量

自営農業に対する労働投下量を表示するために、家族、ゆい・手間替受け、農業雇いの別に労働時間（男女別）を表示した。

なお、家族については、自営農業労働時間を年齢別に区分して表示した。また、自営農業の労働日数は能力不換算日数を表示した。

ウ 農業労働時間

稲作、麦作などの作業、養畜、養蚕の作業、自家農産加工の作業、肥料を買い取ったり、たい肥を作ったりする雑作業など農業生産の準備から販売に至るまでの労働時間及び農業経営のための集会出席や、農業経営に必要な技術習得などの企画管理労働時間である。

(5) 経営土地

自作、小作を問わず経営土地面積を耕地と耕地以外の土地に大別し、各々を地目又は地類別にその面積を表示した。

なお、従来「簡単な牧柵・電気柵又は単なる線を張り、数か月又は1か年程度放牧・けい牧し、その後は草地又は普通畑として利用するものは、放牧地とせず耕地（普通畑又は牧草地）に区分する」扱いとしていたが、平成8年から、この場合は放牧地（耕地以外の土地）として取り扱うなどの定義の変更を行った。

ア 経営耕地

経営耕地面積は、農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積である。

この面積は、原則として年始め現在について表示したが、年内に購入、借入れ又は売却、貸付けなどのため、経営耕地面積の異動があった場合には、その土地がその年の主要生産に利用されたかどうかを次の基準により判定し、年始め面積を修正して表示した。

(7) 田については、稲の作付け以前に異動した場合は修正する。

ただし、稲の作付け以降でも、稲の作付けしてある田を立毛のまま購入又は売却したことなどにより増減した場合は修正する。

(4) 畑については、6月末日以前に異動した場合は修正する。

ただし、6月末日以降でも、畑が購入等により増加し当年においてその土地が主要農業生産に利用された場合は修正する。

また、樹園地には、経営耕地面積規模決定の対象となる実際の樹園地面積（木本性永年作物として一括した場合の利用実面積）を表示し、樹園地の内訳（果樹園、桑園、茶園）には、樹園地種類別の植栽面積を該当区分別に表示した。

イ 牧草地

牧草地とは、畑のうち、牧草の栽培を専用とするもので、生産力維持のため肥培管理、更新等を行っているもの。

なお、従来、普通作物と牧草を輪作することを常態とする畑は普通畑に含めていたが、平成8年から、普通作物と牧草を輪作することを常態とする畑については、その畑の主な利用

目的が普通作物栽培であれば普通畑に、牧草栽培であれば牧草地とした。

ウ 耕地以外の土地

耕地以外の土地には、年始め現在において農業経営のために準備された経営耕地以外の土地面積を宅地、永年牧草地、採草地及び放牧地、山林、その他の土地に区分して表示した。

エ 経営土地合計面積

耕地面積と耕地以外の土地面積を合計した面積を表示した。

オ 経営耕地のうち、借入地

経営耕地のうち、借入地を田、畑別に表示した。

カ 作物の作付延べ面積

農家の土地利用状況をみるために、作付延べ面積を田、普通畑、樹園地及び牧草地別に表示した。

注：麦類のように作期が2か年にわたる作物は、本年に収穫された作物の面積とし、翌年に収穫されるものは算入しないこととした。

また、通し苗代以外の苗代の作付面積、苗床作（専用苗床を除く。）の作付面積、裏小作又は一作小作の作付面積、裏作として作付けされた飼肥料作物の作付面積なども算入しないこととした。

キ 貸付地のうち、耕地

農家の所有している土地で貸付けている耕地の面積を表示した。

ク 水田農業経営確立対策田面積

水田農業経営確立対策にかかわっている水田面積と、その内訳としての転作面積を表示した。

(6) 農業固定資本額

農業固定資本額を建物、農機具・自動車、植物及び動物の各資産別に表示した。

ア 建物、農機具・自動車

種類ごとに年始めに所有する資産の年始め現在価に農業使用割合を乗じて算出した額と、年内に新築又は購入等により増加した資産のうち年内に使用を開始した資産の購入価額に農業使用割合を乗じて算出した額との合計額である。使用割合は、農業、農外事業（兼業）及び家計の別にそれぞれの利用面積及び利用日数により定めた。

なお、農家経済調査における建物、農機具・自動車の農業固定資本額は、種類ごとの年始め現在価に、農業使用割合を乗じて算出している。

イ 植物、動物

年始め現在価をそのまま表示した。

(7) 主要農畜産物

農業の生産規模として、主要作物の作付面積及び畜産、養蚕等の飼育規模を表示し、更に年内生産数量及び年内販売数量を表示した。

ア 作付（飼育）規模

- (7) 主要作物の作付面積は、地目別作付延べ面積の場合に準じて表示した。ただし、農家別に作付面積が1 a未満の作物及び未成園については、主要作物の作付面積には算入しなかった。
- (イ) 掃立卵量は、年間の総掃立卵量（春蚕＋初秋蚕＋晩秋蚕等の計）である。
- (ウ) 月平均採卵鶏羽数は、月末の採卵用成鶏めすの年間延べ羽数を12か月で除して算出した。
- (エ) 月平均搾乳牛頭数は、月始の搾乳牛の年間延べ頭数を12か月で除して算出した。
- (オ) 繁殖めす豚頭数は、調査農家が年始めに「子取り」を目的として飼育している繁殖用成めす豚頭数を表示した。

イ 生産量

アの作付（飼育）規模に対応する主要農作物、畜産等の年内生産数量を表示した。この年内生産数量は、米は玄米（もみは玄米に換算）数量を、果実はほ場から農舎収納した数量を表示した。

年内販売数量は、年内に生産して販売したもの（代金未収のものも含む。）、物々交換のために外部支払いしたもの及び自家消費分の合計であり、農産物を加工して販売したものは、加工前の原料の数量に換算したものである。

また、自家農産物を委託加工して家計消費した場合は、すべて現物外部取引として生産量に含めている。

なお、稲作については、生産数量、販売数量のほか販売形態別にも表示し、その内容と動向が分かるようにした。

ブロイラー（販売）羽数は、肉鶏専用種の販売羽数であり、採卵用の廃鶏は含まない。

(8) 農家の財産

世帯を構成する家族全員の所有する財産を「農家財産の分類内容」に沿って分類表示した。
農外事業専用の建物、機械で100万円未満のもの、また、自動車を除く家計専用の家財・家具は、
農家財産として取り扱わないこととした。

農家財産の分類内容

財 産 の 種 類		内 容
1 資 産		
固 定 資 産	土地	農業経営及びその他の用に供される所有地。貸し付けている所有地を含む。 小作権、耕作権（作離れ料を含む。）、入会権、水利権、その他の土地を使用収益する権利で価格のあるもの。
	土地権利	
	建 物	農業及びその他の用に供される住家、倉庫、納屋、畜舎、たい肥舎、温室など土地に定着する一切の建築物で取得価額がおおむね10万円以上のもの。（取得価額が100万円未満の農外事業専用建築物を除く。）
	構 築 物	果樹棚、たい肥盤、サイロ、井戸並びに樋門、用水路、明きょ排水、暗きょ排水、客土、床締めなどの土地改良設備一切の構築物で取得価額がおおむね10万円以上のもの。
	大 農 具	農業用に使用される機械器具で取得価額が10万円以上のもの。
	集 合 農 具	養鶏用ケージ、条桑育台、回転まぶし、育苗箱、農産物収穫箱で取得価額が10万円以上のもの。
	自 動 車	農業及びその他の用に供されるオートバイ、スクーター（排気量50cc以下を含む。）、乗用車、トラック、ライトバンなど償却資産として指定された車両のうち取得価額が10万円以上のもの。（取得価額が100万円以上の農外専用機械を含む。）
	生 産 管 理 機 器	パーソナルコンピュータ、コピー機、ファクシミリのうち、取得価額が10万円以上のもの。
	植 物	農業用に使用するところの減価償却を要する永年性植物及びこの種の育成中の植物。したがって、1年生の草木及び作期が両年にわたる立毛は含まない。また、庭園及び宅地に散在的に栽培されている果樹などは、その収益の多少にかかわらず資産として取り扱わない。
	動 物	乳牛、和牛及び馬。（肉用又は肥育牛もと牛（馬）として肥育・育成中のものは除く。） 肉用又は肥育牛もと牛として肥育・育成中の乳牛、和牛。 豚、鶏、めん羊、やぎ、うさぎ、あひる、蜜蜂、その他収益を目的として飼育する動物類であり、愛玩用の動物類は含まない。
	流 動 資 産	
	未 処 分 農 産 物	農業の生産物で未販売のもの（家計用仕向け予定のもの、農業その他の用に仕向ける予定のもの。）。ただし、農業に仕向ける目的で在庫している現物でも、稲わら、麦かんなどの副産物及び干草、エンシレージなどは含まない。自営兼業生産物の未販売、未処分のは資産として棚卸計算は行わない。
	農 業 生 産 資 材	農業用に購入した原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料などのもの。 農業以外の用に供する目的で在庫する自営兼業の原料、補助原料及び農業のかたわら兼営する商業における商品資本である仕入品については、資産として棚卸計算を行わない。
	流 通 資 産	
	現 貯 金	農家の手持現金。 預貯金、生命保険の掛金、財形貯蓄、貸付金、株券、公・社債、投資信託その他有価証券等。
	売 掛 未 収 入 金	農産物の売掛金、その他の未収入金。
2 負 債		
	借 入 金	農家の借入金で政府、各種団体、地方公共団体からの借入資金、農協、銀行その他金融機関、特約会社及び取引先、個人などからの借入金。
	買 掛 未 払 金	農業生産資材や家計用品などの買掛未払金。

注：平成10年度税制改正で償却資産の下限基準が20万円から10万円に引き下げられたことにより、平成11年調査から建物、農機具・自動車の取得価額を10万円に変更した。

ア 農家財産の総括

農家財産の「年始め数量」及び「年始め現在価」を表示した。

(7) 財産の評価

取得した時点における取得価額（購入価額）によって評価した。

a 土地資産の評価

土地は年始め時点の法定評価額（地方税法の固定資産税の課税標準となった評価額）により評価した。

b 土地以外の固定資産の評価

年始めに有する固定資産について取得価額によって評価した。取得価額の不明なものは「農畜産業用固定資産評価標準」を適用して評価し、次の算式で年始め現在価を算出した。

$$\text{年始め現在価} = \text{取得価額（購入価額）} - \left[\text{減価償却額} \times (\text{経過年数} + 1) \right]$$

c 流動資産の評価

未処分農産物は、その農産物の生産原価による評価を適当とするが、この農業経営動向統計では原価計算が困難なため、その農産物を収穫した年の生産最盛期の価額（農家庭先販売価格）により評価した。

なお、このようにして未処分農産物を評価することによる年内差損益は当年では処理できないので、次年に販売（処分）した時点で評価することになっている。

農業生産資材の評価は、平均単価法によることとし、平均単価は、購入付帯費を加算した購入価額を購入数量で除して計算した。

d 流通資産の評価

手持現金は、現金、小切手、為替類の合計により、預貯金は、その残高により評価した。

積立金は掛金累計額、貸付金は元金残高、有価証券は取得価額又は払込済価額による。

売掛未収入金は、年始めにおける農産物及び農外生産物などの売上代金の売掛未収入額及び労賃等の未収入額の合計によった。

e 負債

借入金 は未返済になっている元金残高により、買掛未払金は年始め時点で買掛未払となっている残高により評価した。

(1) 差引純財産

資産から負債を差し引いたもので、マイナスの場合は 印を付した。

イ 農家財産の増減形態

農家財産の増減額を、各資産別に増資（増加）となったもの、減資（減少）となったもの別に区分し、「増資計」、「減資計」を表示するとともに、更に主な増減形態別の内訳を表示した。

また、各資産とも遺産相続、分家などにより被贈した「資産分割による増価額」又は贈与した「資産分割による減少額」はこれを資産別表示を省略し、固定資産計として一括表示することとした。

(7) 土地

a 購入・開墾開田等による増価額

年内に新たに購入した土地の実際の購入支払額と開墾開田等に要した購入又は自給材料、家族労働による増価額の合計を表示した。購入及び自給材料は、工事費としての購入材料費と支払労賃及び自家生産の自給材料の評価額である。

b 売却等による減少額

年内に資産を売却した場合、売却した土地の帳簿価額及び風水害、雪崩などの災害のため、耕心土が流出して耕地の用に耐えなくなった場合の地価の減価額の見積額の合計を表示した。

具体的には、実際の売却価額から処分差利益を控除又は処分差損失を加算した額に、災害による減価額を加算した額が表示されることとなる。

(1) 建物

a 新築・増築・大修繕による増価額

建物を新築・増築・大修繕した場合、それに要した購入又は自給の材料、大工、左官の労賃並びにその他の支払費用の全額と家族労働による増価額の合計を表示した。

注：増資として取り扱う大修繕とは、その建物の将来耐用年数を延長するような修繕で当該建物の延べ面積の変化を伴わないものをいう。

b 減価償却による減少額（減価償却額）

定額法による減価償却額に、売却及び災害等により減少した資産の処分差損益を加算した額を表示した。なお、減価償却額は、次の算式で計算した。（以下、農機具・自動車、植物について同じ。）

$$\text{減価償却額} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \div \text{全耐用年数}$$

注：1 残存価額の算出に用いる残存割合及び耐用年数は「平成12年農畜産業用固定資産評価標準」によった。また、減価償却額については、当年に新築・購入等により取得し、当年中に使用を開始した資産についても計上することとした。（以下、農機具・自動車について同じ。）

2 平成10年度税制改正により建物資産の耐用年数の短縮措置が講じられたため、平成11年調査から、これに対応した耐用年数に変更した。

また、取得価額10万円以上20万円未満のものについては、取得後3年間で均等に償却する方法（以下、均等償却という。）とした。（均等償却については、農機具、自動車について同じ。）

c 売却等による減少額

年内に資産を売却した場合の実際の売却価額と、災害等により廃棄処分等を行った資産の帳簿価額の合計を表示した。(以下各資産とも同じ。)

(ウ) 農機具・自動車

建物に準じて表示した。

(イ) 植物

a 成長・新植による増価額

植物の成長による増価額及び新植による増価額を表示した。

植物の成長による増価額は、未成園である植物は年内に成長した部分であり、具体的には当年の肥培管理に要した総費用から、その年の生産物の収入額を差し引いた額である。

新植による増価額は、その園地に植物が植栽された場合の苗木代、肥料費、薬剤費、諸材料費、賃料及び労賃、固定財費、見積地代、物件税などやその植物が負担すべき資本利子などの合計額、すなわち永年性の植物を育成するために要した費用である。

b 減価償却による減少額(減価償却額)

建物に準じて計算するが、未成園である植物は減価償却額の計算を行わない。

c 売却等による減少額

年内に資産を売却した場合の実際の売却額と災害等による減価額及び抜根整理による減少額の合計額を表示した。

この場合の災害等による減価額は、水害、雪崩、その他の自然災害による植物の偶発損失部分の価値であり、被害株を計算して年始め現在価に対する減価部分を見積もったものである。また、抜根整理による減少額は、抜根・廃園の行われた場合に、その面積及び年始め現在価を基準に推定したものであり、病虫害の被害株除去のようなものは含めない。

(オ) 動物

牛及び馬については「牛馬」及び「牛馬以外の動物」に区分して評価した。

すなわち、「牛馬」には、搾乳、繁殖、役用としての償却資産たる牛(馬)とそれを目的として育成中の牛(馬)を表示し、「牛馬以外の動物」には肉用又は肥育牛もと牛としての「肥育牛」と「中小動物」を表示した。

a 成長・生産による増価額

牛馬については、成長による増価額及び生産による増価額を表示した。

成長による増価額は、年始めに存在した育成中の牛馬で、年末まで存在するもの及び年内に購入等により増加し年末に存在する育成中の牛馬の成長による増価額(育成費用)を計算して表示した。

生産による増価額は、年内に生産され、年末まで存在する動物についてのみ、年末時

点で当年の固定資産評価標準により評価して表示した。

b 減価償却による減少額（減価償却額）

牛馬のうち、償却資産である動物について、次式により計算して表示した。育成中の牛馬、肥育牛、中小動物は減価償却額の計算を行わない。

$$\text{減価償却額} = [(\text{成畜時価} - \text{残存価額}) \div \text{全耐用年数}] \times (\text{飼育月数} \div 12)$$

c 牛馬以外の動物の増減額

肥育牛と中小動物について、年末現在価から年始め現在価を差し引き、両者を合計しプラスになった場合はその増価額を、マイナスになった場合には、その減少額を表示した。

(カ) 流通資産及び負債

「現金・貯蓄及び借入金」表に関連した現金・預貯金等の処分差損益、偶発損失、資産分割を表示したものである。

a 現金

(a) 偶発損失

火災、その他の自然災害や、盗難、紛失など偶発的な損失により減少した価額を表示した。

(b) 資産分割

遺産相続、分家などによって生じた被贈による増価又は贈与による減少額を表示した。

b 預貯金の資産処分等による損益

有価証券を売却した場合の売却価額と取得価額（又は払込済額）との差額、いわゆる売却損益、貯蓄等の偶発的な損失による減少額及び資産分割による増減額を利益、損失に分けて合計した額を表示した。

c 負債の免除額

負債の全部又は一部を免除してもらった場合に、その免除額を表示した。

ウ 農家の投資と資金源

本表は、農業経営動向統計の結果を用いて農家資金の循環構造をとらえ、農家経済分析の基礎資料を提供することを目的とするものであり、農家の経常収支バランスである農家経済余剰を始めとする、農家の投資にかかわる資金源と当該資金の投資や貯蓄への仕向け状況を、明らかにするために作成したバランス表である。

なお、固定資産又は流通資産の無償授受などは除外して作成した。

(7) 固定資産粗投資額

購入額のほかに、土地改良・開墾・開田に伴う費用、建物の大修繕、動物、植物の生産・成長による増価額なども含めて表示した。

(イ) 流動資産在庫増価額

未処分農産物、農業生産資材などの年末在庫額から年始め在庫額を控除した額、更に肥育牛、中小動物の年内頭羽数増減による増減額を加減算したものを表示した。

(ウ) 流通資産純増価額

現金や預貯金等の年始め現在価に比べた年末の純増価額を表示した。

(エ) 不突合

資金源合計に対して投資先別内訳の不一致部分を不突合として表示し、両者のバランスを保つこととした。この不一致部分は、投資先不明の分類不能や偶発的な損失等である。

(オ) 固定資産売却収入

土地、建物、農機具・自動車、植物及び大動物を売却（処分）したことによる収入額を表示した。

(カ) 負債

負債の年始め残高に比べた年末の純増価額を表示した。

(9) 現金、貯蓄及び借入金

農家財産のうち、流通資産（手持現金、預貯金、積立金、貸付金、有価証券、売掛未収入金）及び負債（財投・財政資金の借入金、農協系統資金の借入金、その他の借入金、買掛未払金）について、年始め現在高、年末残高、増減額を表示した。

増減額は年末残高から年始め現在高を差し引いたものである。

ア 手持現金

年始め（末）時点における手持現金の残高を表示した。

イ 預貯金、積立金、貸付金、有価証券、売掛未収入金

年始め現在高、引出し、預入れ、年末残高の関係は、次のとおりである。

[年始め現在高 + 預入れ + 処分差利益 + 資産分割増加 - 引出し - 処分差損失 - 資産分割減少 - 偶発損失 = 年末残高]

引出し、預入れについては、統計表「(2) 現金収支の総括」を参照されたい。

注：資産処分差損益、資産分割による増減、偶発損失は、統計表(8)の「イ 農家財産の増減形態」の末尾に表示した。

ウ 借入金、買掛未払金

年始め現在高、借入、返済、年末残高の関係は、次のとおりである。

[年始め現在高 + 借入 - 返済 - 負債の免除額 = 年末残高]

借入、返済については、統計表「(2) 現金収支の総括」を参照されたい。

注：負債の免除額は統計表(8)の「イ 農家財産の増減形態」の末尾に表示した。

(10) 農業粗収益

農業粗収益を作物、養蚕、畜産、農作業受託収入及び農業雑収入に大別し、その中を部門別に表示した。農業粗収益の勘定としては、農業現金収入、生産現物家計消費を表示した。また、動物・植物の増価額及び未処分農産物在庫増減額は部門別に勘定を設けず、勘定の計のみを「動

物・植物の増価額」として両者を合計して表示した。

ただし、経営耕地規模別には、生産現物家計消費も勘定の計のみの表示とした。

また、水稻の現金収入の内訳として、「政府売金額」、「自主流通米金額」及び「計画外流通米金額」を区分表示した。

ア 農業粗収益

農業粗収益とは、１年間の農業経営によって得られた総収益額であり、耕種、養蚕、畜産などの農産物の販売収入、家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農業用生産手段（例えば農機具、農用自動車など）の一時的賃借料なども含んでいる。

具体的には、農業現金収入（現物外部取引価額を含む。）農業生産現物家計消費額、年末未処分農産物の在庫価額及び動植物の成長・新植による増価額を加算した合計額から、年始め未処分農産物在庫価額を差し引いたものである。

(7) その他作物

永年性植物（果樹、茶樹、桑樹など）の「成長・新植による増価額」が含まれている。

(1) 畜産

各部門ごとに動物の「成長・生産による増価額」、肥育牛、中小動物については、「頭羽数増減による増減額」が含まれている。また、牛馬のうち未成畜（育成中のもの）の処分差損益と、死亡又は災害によりへい死した場合の減価額は畜産収入の該当科目に含めている。

なお、農業経営動向統計となった平成７年から、牛の収入の分類について、牛を飼養している農家の主な飼養目的により「酪農」、「肥育牛」及び「その他」にあらかじめ設定してその販売収入を飼養目的により分類計上することとした。

具体的な牛の飼養目的と牛の収入の計上方法は、次の表による。

牛の飼養目的と収入区分

牛の種類		牛の飼養目的		
		酪農	肥育牛	その他
乳牛		乳牛収入	肥育牛収入	その他畜産物収入
肥育牛	乳牛	乳牛収入	肥育牛収入	その他畜産物収入
	和牛	その他畜産物収入	肥育牛収入	その他畜産物収入
育成牛	乳牛	乳牛収入	肥育牛収入	その他畜産物収入
	和牛	その他畜産物収入	肥育牛収入	その他畜産物収入

注：ただし、用役源体として減価償却中、又は減価償却済の牛の販売収入は、実売却価額を固定資産の売却収入として計上し、帳簿価額との差額を減価償却額に加算、又は減算させた。

イ 農業粗収益の勘定

この農業粗収益の勘定は「現金収入＋生産現物家計消費＋動植物増価額＋未処分農産物在庫増減額」によっており、在庫増減額がかなり減額となった場合は、粗収益が現金収入を下回ることもある。

(7) 農業現金収入

現金収入は、生産年のいかにを問わず、農家が年内に販売することによって得た現金総額であって、この中には当該年以前において生産された農産物の販売収入も含んでいる。

なお、当年に販売された農産物で売掛のままになっているいわゆる農産物販売未収入金は、販売商品の引渡し時点において現金収入として処理すると同時に、「未収入金」勘定に振り替えることとしている。

また、現物小作料、現物労賃及び物々交換において支払手段として用いられた農産物などの現物外部取引の評価額は、現金収入に合算することとし、その場合の評価は、支払時点における農家庭先販売価格によっている。

(イ) 生産現物家計消費

家計に消費するために仕向けられた自家農産物の評価額を表示した。評価は、仕向時点における農家庭先販売価格によっている。

(ウ) 動物・植物の増価額

育成中の植物、大動物の増価部分、植物の年内新植による増価額、肥育牛、中小動物の頭羽数増減による増減額を見積もった額である。ただし、減価償却中の植物、動物については、増価額の計算は行わない。

(I) 未処分農産物在庫増減額

未処分農産物の年末在庫評価額から年始め在庫評価額を差し引いた額である。

この統計では、農産物を販売又は家計消費した場合に、当年の生産物と過年次の生産物に区分していないので、年末決算の際に当年の農業経営の成果を算出するために加算又は控除している。

評価は、その農産物を収穫した年の生産最盛期の時価（農家庭先販売価格）により行った。

(11) 農業経営費

農業経営費を労賃、各種物財、賃料及び各種土地関係費などの科目別に表示した。また、科目別の農業経営費の勘定として、農業現金支出、減価償却費を表示した。ただし、経営耕地規模別には、農業現金支出のみを表示し、減価償却費は勘定の計のみ表示した。

ア 農業経営費

農業経営費とは、1年間の農業経営に要した一切の経費であって、当年における流動的経費及び当年負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。また、自家農産物を再び農業経営に消費した、いわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入しないこととした。

農業経営費の計算は、農業現金支出、現物外部取引価額、年始め農業生産資材在庫価額、減価償却費を加算した合計額から、年末農業生産資材在庫価額を差し引いたものである。

イ 農業経営費の勘定

農業経営費の勘定は、現金支出、減価償却費、農業生産資材在庫増減額となっており、農家が次年に使用する肥料、飼料などの資材を多量に購入した場合は、現金支出の方が当年の実際の農業経営費より多くなることがある。

(7) 農業現金支出

農家が当年に支払った農業経営上の現金支出額であって、必ずしも当該会計年の農業生産の費用だけでなく、次年以降に消費する目的で購入した農業生産資材（流動財）の現金支出額も含んでいる。

なお、当年に購入した生産資材で代金が未決済になっている買掛未払金は、購入商品の引き取り時点において現金支出とすると同時に「未払金」勘定に振り替えることとしている。

また、現物で支払った小作料及び現物支払の労賃の見積額のほか、物々交換によって取得した経営用の物財などの現物外部取引の評価額も、便宜、現金支出とした。これら受取現物の評価は、農家が供与した支払現物の支払時点における農家庭先販売価格によっている。

(1) 減価償却費

建物、農機具・自動車、植物及び動物の償却資産である資本財につき、当該会計年で負担すべき減価償却費をそれぞれ表示した。

この場合、建物、農機具・自動車については、農業と農業以外（農外事業、家計）の使用割合によって農業使用部分を配賦した。

(7) 農業生産資材在庫増減額

a 年始め農業生産資材在庫価額

年始めの農業生産資材の在庫価額である。

なお、年始めの農業生産資材の在庫は、前年まで（過年次）の購入されたものが、当年内に消費された場合は、当年の農業経営費を構成するものであるからその価額を経営費として加算した。

b 年末農業生産資材在庫価額

年末の農業生産資材の在庫価額である。

なお、年末の農業生産資材の在庫は、主として当年に購入し年内に消費されなかったものであるから、当年の農業経営費を計算する場合、その価額は控除した。

(12) 農外収入

農家が農業のほかに自営する兼業としての林業・水産業・商工鉱業などの事業収入、被用労賃・俸給手当などの収入、貸付け地小作料・配当利子などのいわゆる財産利用収入、まき・わ

らび・ぜんまい・魚などの天然生産物を採取した場合の雑収入に区分して表示した。

農外収入は、現金収入、現物外部取引価額、生産現物家計消費額を加算したものである。

農外収入の勘定は、農業粗収益の場合に準じて、現金収入、生産現物家計消費額をそれぞれ科目別に表示した。ただし、経営耕地規模別には、生産現物家計消費額は一括して勘定の計のみ表示した。

(13) 農外支出

農外支出とは、農業以外の収入を上げるために要した一切の費用である。

農外支出は、現金支出、現物外部取引価額、建物・自動車等の減価償却費を加算したものである。

農外支出の勘定は、現金支出、減価償却についてはそれぞれの科目別に表示した。ただし、経営耕地規模別には、減価償却費は一括して勘定の計のみ表示した。

農外支出のうち、固定資産の減価償却費は、農業と農業以外に兼用されている建物及び農機具・自動車についてはその使用割合によって農外事業部分を配賦した。

(14) 年金・被贈等の収入

交際上のもらい物である祝金・香典などの被贈収入、恩給、年金、退職金、政府及び地方公共団体の交付する扶助金及び補助金、生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助金の収入などの恩給、年金・救護扶助等の給付金、農業共済組合から共済金として受け取った受取共済金収入、他出家族からの送金、古雑誌などを売却して得たいわゆる家事収入、出稼ぎ者からの送金品・持ち帰り金品などの出稼ぎ収入などを表示した。恩給年金・救護扶助等の給付金は、その内訳として退職金を除いた「年金救護扶助等の給付金」を、また、農林業補助金はその内訳として「経常補助金」及び「水田農業経営確立助成補助金」を表示した。

注：「経常補助金」とは、水田農業経営確立助成補助金（水田農業経営確立対策にかかわって県市町村等から支払われた補助金を含む。）等の補助金をいい、稲作経営安定対策補てん金、大豆交付金、加工原料乳生産者補給金等のように農産物の販売数量に応じて支払われるいわゆる價格的補助金（これらの補助金は、農業粗収益に計上している。）は含まない。

(15) 租税公課諸負担

農家に賦課された国税、都道府県税、市町村税、農業共済組合負担、社会保険負担、産業団体負担、その他の公課諸負担の賦課額を表示した。

租税は直接税のみであって、酒税、石油ガス税、消費税などのように消費者に自動的に転嫁される間接税は含まない。

(16) 農作業受託の収支

農作業のうち受託した作業について、受託労働時間、受託収支及び参考として水稻作業受託面積を全国、都府県別に表示した。

受託労働時間は、その内訳として稲作を表示した。受託収支は、受託収入と受託支出を表示し、その内訳として受託収入は、稲作、稲作以外を表示した。受託支出は、現金支出及び減価

償却費を表示した。

水稲作業受託面積は、全作業受託、部分作業受託別に表示した。

(17) 家計費

農家の世帯員が生活を維持するために要した費用を表示した。

家計費の計算は、現金支出、現物外部取引価額、生産現物家計消費額並びに建物及び自動車等の減価償却費の合計額である。

家計費の勘定として、現金支出、生産現物家計消費額、減価償却費を表示した。ただし、都府県経営耕地規模別、全国農業地域別・経営耕地規模別には家計費の表示は省略した。

なお、12年調査から、家計費の内訳についての調査をとりやめた。

ア 現金支出

家計費現金支出は、農家が当該年内に支払った家計上の現金支出額であって、この中には、当該年以降の消費分も含めた購入物財の代金支払額も含まれている。

また、物々交換によって購入した家計用の物財の評価額、被用労賃として受け取った現物及び被贈の現物のうち、家計の用に供したものの評価額も加算した。この評価は、物々交換によって取得したものは支払現物の評価額により、現物労賃として受け取ったもの及び被贈現物は、時価により評価した。

イ 生産現物家計消費

農産物及び兼業生産物を家計消費したものについて、仕向け時点における農家庭先販売価格により評価した。

なお、家計費における生産現物家計消費額計は、農業粗収益の生産現物家計消費額と農外事業収入の生産現物家計消費額を加算した額と同額である。

ウ 減価償却費

家計に使用される償却資産（住家、自動車、パーソナルコンピュータ等）の当年償却費に、家計使用割合を乗じた額を家計負担部分として表示した。

エ 取引区分と約束

農家の実際の取引においては、現金による取引のほか現物をもって商品を購入するいわゆる物々交換があり、また、現金取引においても、内金取引、掛買い等種々の形態がある。この統計では、原則として購入と自給に分けて調査することとしているが、交換過程で決済の完結しない取引については、取扱い上の約束を含めて統一して調査した。その主な約束事項は次のとおりである。

(7) 掛取引、分割払い購入、クーポン、チケット等による信用買いの場合は、現物の受取時点で取引が完了したものとする。したがって、現物の受取時点で購入額を計上することとし、未決算の未払金は借入金として取り扱った。

(1) 現金取引でない物々交換、外部支払、無償受与は物々交換として取扱い、その評価の方法は、支払現物が自家の生産物である場合はその評価額をもって行い、受取現物は支払現

物と同価値で評価した。この場合、物々交換として受け取った購入品は、現金取引と合算して購入に計上した。

(ウ) 農家が実際に家計消費した品目は、来客接待用のもの、病人用のもの、購入、自給、もらいもののいかににかかわらずすべて計上した。

(エ) 自家農産物を自家で簡単な加工を施して食用に供する場合は、その加工を料理と考えて原材料で調査計上し、委託加工し消費した場合は、原材料価額相当分を生産物収入に計上し、製品を消費支出に計上した。

(オ) 価額については、購入したものはすべて実際の支払価額を計上し、物々交換したもの又はもらいものについてはその時の時価で評価した。自給のものは農家の庭先販売価格により評価した。

4 利用上の注意

(1) この報告書に表示した1戸当たり平均値は、調査対象とする農家全体の平均値であり、土地、建物の売買、出稼ぎ収入等、ごく少数の調査農家にしか出現しない項目もある。

(2) 全国年次別統計表における水田農業経営確立対策田面積及び水田農業経営確立助成補助金は、平成10年及び11年は緊急生産調整推進対策田面積及び緊急生産調整推進助成補助金、平成8年及び9年は新生産調整推進対策田面積及び新生産調整推進助成補助金、平成7年は水田営農活性化対策田面積及び水田営農活性化助成補助金の数値である。

(3) 統計表中の万分比はラウンドしているため、計とその内訳の積上げ値とは必ずしも一致しない。

(4) 統計表に使用した記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「-」は、該当のないもの

「0」は、単位に満たないもの

「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの

「」は、負数又は減少したもの



統計はあなたの暮らしに活かしている

この報告書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計情報部 経営統計課 経営動向統計班

電話 代表 (03)3502-8111 内線2735、2736

直通 (03)3502-0954